

1. 補償制度の概要

(1) 賠償に関する補償(工事賠償責任保険)／基本

- 当制度はリモデルクラブ店様の工事における不測の事態に備えるために、TOTO株式会社が東京海上日動火災保険株式会社と「工事賠償責任保険」契約を結び、加入店様に記名被保険者になっていただく制度です。

① 補償の対象となる事故(例)

■ 工事期間中・工事現場での事故

(請負事故)

① 対人・対物事故

(法律上の賠償責任がある場合)



建築現場から工具が落下し、通行人がケガをした。

② 管理下財物事故



水道管のメンテナンス作業中、誤って水道管に穴をあけてしまった。

■ 工事終了後の事故

(生産物事故)

① 対人・対物事故

(法律上の賠償責任がある場合)



配線工事時の接続に不良があり、配線工事終了後、配線の使用者が感電事故を起こした。

② 完成・修理後物件自体の損壊



水道管工事のミスにより漏水事故が発生、水浸しとなった床の修復費用と共に、水道管工事自体のやり直し費用を請求された。

ただし、工事の目的物のうち、事故原因となった作業対象物のみに関する損害は補償されません。

■ 施設に起因する事故

(施設事故)

① 仮設施設事故

(施設の欠陥や管理の不備があった場合の事故)



臨時に設置された資材置場の材木が崩れたため、遊んでいた子供が負傷した。

② 事業用施設事故

(施設の所有、使用または管理に起因して生じた事故)

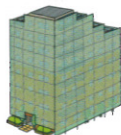


本社建物の管理ミスにより建物の外壁が落下し、通行人がケガをした。

その他の補償

① 人格権侵害事故

(人格権侵害行為に起因する賠償責任)



工事現場にいた取引先の従業員を不審人物と勘違いし、大衆の前で取り押えたため名誉毀損で訴えられた。

② 初期対応費用

(対人・対物・人格権侵害事故に対応するために必要な費用)



対人事故が発生したため、被害者に(社会通念上妥当な)見舞金を支払った。
見舞金は対物事故については対象外です。

③ 訴訟対応費用

(対人・対物・人格権侵害事故に起因して訴訟を起こされた場合の応訴コスト)



対人事故を起こしたことにより、被害者より損害賠償請求訴訟が提訴されたため、その訴訟に応訴するために鑑定書作成や使用人の超過勤務手当等の社内的コストが発生した。

② 補償内容

(1) 工事賠償責任保険とは

① 被保険者の工事または付随業務の遂行に起因する事故

② 完成・修理後物件に起因する事故

③ 事業用施設・仮設施設の所有、使用または管理に起因する事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対してお支払いする保険です。

(2) 保険金をお支払いする場合

次のような事由により、**被保険者**が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。ただし、遡及日（初年度契約の保険期間の始期日。満期日までに更新がされず、保険期間の途中で中途加入した場合には、中途加入日を遡及日とします。）以降に発生した**事故**について、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされた場合に限りです。

- 工事または**付随業務**の遂行に起因する事故。工事遂行中の**管理下財物**の損壊も補償の対象になります。
- 完成・修理後物件**に起因して、工事終了後に生じた事故。事故と同時に発生した完成・修理後物件のうち、事故原因となった作業対象物自体の損壊も補償の対象になります。
- 事業用施設・仮施設の**所有、使用または管理に起因する事故

③ 支払限度額・自己負担額

補償内容	賠償責任		初期対応・訴訟対応費用 ^(※2)	
	対人・対物・人格権侵害共通	生産物事故と同時に発生した完成・修理後物件(事故原因作業対象物のみ)自体の損壊	初期対応・訴訟対応費用	うち見舞金・見舞品(対人事故)
補償限度額 (支払限度額)	1 請求・保険期間中		1 事故	1 名
	1 億円	300万円 (左記の内枠) ^(※1)	500万円	10万円
自己負担額	5万円		なし	

(※1) 生産物事故と同時に発生した完成・修理後物件(事故原因作業対象物のみ)自体の損壊については、次のいずれか低い方の金額が保険金支払の限度額となります。

- 同時発生した対人・対物事故(完成・修理後物件自体の損壊を除きます。)について被保険者が負担する賠償保険金の額
- 300万円

(※2) 社会通念上妥当と思われる額を限度とします。また、初期対応費用・訴訟対応費用については、保険期間中に日本国内で事故が発生した場合にお支払いの対象となります。

④ お支払いする保険金

①～⑤の賠償金、費用について、その合計額から**自己負担額(免責金額)**を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された**支払限度額**が、お支払いの限度となります。

お支払いする 保険金	=	① 法律上の 損害賠償金	+	② 争訟費用	+	③ 損害防止 軽減費用	+	④ 緊急措置 費用	+	⑤ 協力費用	-	自己負担額 (免責金額)
---------------	---	--------------------	---	-----------	---	-------------------	---	-----------------	---	-----------	---	-----------------

⑤ 保険料に関する事項

保険料は、**保険料算出基礎数字**によって決定されます。この保険は最近の会計年度の完成工事高を保険料算出基礎とします。完成工事高とは、記名被保険者が完成させた全ての対象工事およびその付随業務に関する税込収益の総額を指し、一般的には財務諸表の売上高に相当します。把握可能な最近の会計年度の完成工事高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減することになりますのでご注意ください。

ご加入には、保険料算出基礎数字（最近の会計年度の完成工事高）を客観的に把握できる決算書、有価証券報告書などの資料をご提出ください。なお、保険期間終了後に保険料の確定精算は行いません。

(解説)

被保険者	この保険の補償を受けることができる方をいいます。この保険では、次の方を被保険者とします。 ●記名被保険者 ●記名被保険者の法定代理人・使用人 ●記名被保険者の下請負人またはその法定代理人・使用人 ●法人以外の社団である記名被保険者またはその下請負人については、その構成員 ●記名被保険者が元請負人として行う対象工事の発注者
付随業務	記名被保険者が日本国内において事業用施設の用法に従って行う営業、事務または管理等の仕事を含みます。
事故	対人・対物事故、人格権侵害事故をいいます。他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことを【対物事故】、不当行為(不当な身体の拘束、口頭・文書・図画等による表示)により他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことを【人格権侵害事故】とします。
完成・修理後物件	工事終了後における工事の目的物すべてをいいます。
事業用施設・仮施設	常時設置されている事務所、工場、作業場、資材置場等の施設(事業用施設)、臨時に設置された従業員宿舍、資材置場、事務所等の施設(仮施設)であって、工事の遂行のために記名被保険者が日本国内で所有、使用または管理するものをいいます。
損害	損害賠償金の支払や訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出を含みます。
管理下財物	被保険者が占有もしくは使用している財物、直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。)または被保険者が他人から借りている財物をいいます。ただし次のものを含まません。 a. 被保険者が対象工事以外の目的のために使用する財物 b. 工事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物(工事中仮設物の材料を含みます。) c. 貨紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する財物 d. 被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物(仮設施設を除きます。) e. 保管施設において保管するために預っている財物
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。対人・対物・人格権侵害事故を合算して「1 請求および保険期間中」につき設定します。
自己負担額(免責金額)	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
保険料算出基礎数字	保険料算出の基礎となる指標を保険料算出基礎とします。この保険は、最近の会計年度の完成工事高を保険料算出基礎とします。保険料算出基礎の具体的な額を保険料算出基礎数字とします。
新築1棟工事	新築1棟の工事は対象外となりますので、ご注意ください。